

- (2) 前号の事業に伴い特定旅客施設の構造を変更する事業
- (3) 公共交通事業者等が特定旅客施設を利用する旅客の運送を行うために使用する自動車（以下「特定車両」という。）を床面の低いものとしてすることその他の特定車両に関する移動円滑化のために必要な事業
- 10 この法律において「道路管理者」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。
- 11 この法律において「道路特定事業」とは、次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。
 - (1) 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
 - (2) 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 12 この法律において「交通安全特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - (1) 高齢者、身体障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（以下「信号機等」という。）の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業
 - (2) 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る自転車その他の車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動円滑化のために必要な特定経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

【委 任】

（基本方針）

- 第3条 主務大臣は、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 移動円滑化の意義及び目標に関する事項
 - (2) 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - (3) 第6条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 重点整備地区における移動円滑化の意義に関する事項
 - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
 - ニ ハに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動円滑化のために考慮すべき基本的な事項その他必要な事項
 - (4) 移動円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2章 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置

（基準適合義務等）

- 第4条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動円滑化のために必要な構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「移動円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 公共交通事業者等は、新設旅客施設等を移動円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、身体障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

【委 任】

（基準適合性審査等）

第5条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分
の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、移動円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない
場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務
省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同
様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第1項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める規
定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第1項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等
について同条第2項の規定に違反している事実があると認める場合には、公共交通事業者等に対し、当該旅客施設又は車両等
を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。ただし、鉄道事業法その他の法律
の規定で政令で定めるものによる事業改善の命令がある場合にあっては、当該命令によるものとする。

【委 任】

【罰 則】

第3章 重点整備地区における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進

（移動円滑化基本構想）

第6条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事
業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針

（2）重点整備地区の位置及び区域

（3）特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用
される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

（4）前号に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動円滑化のた
めに考慮すべき事項その他必要な事項

3 基本構想は、都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地
方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。

4 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する公共交
通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議しなければならない。

5 市町村は、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に対し、特
定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

6 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものと
する。

7 前2項に規定するもののほか、関係する公共交通事業者等、道路管理者その他の一般交通用施設及び公共用施設の管理者並
びに公安委員会は、市町村による基本構想の作成に協力するよう努めなければならない。

8 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交
通事業者等、道路管理者その他の一般交通用施設及び公共用施設の管理者並びに公安委員会に、基本構想の写しを送付しなけ
ればならない。

9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすること
ができる。

10 第4項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（公共交通特定事業の実施）

第7条 前条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構
想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、
当該公共交通特定事業を実施するものとする。